年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（神奈川県担当部会）
令和８年９月９日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの　　１件

厚生年金保険関係　　１件

厚生局受付番号　：　関東信越（神奈川）（受）第 2600049 号
厚生局事案番号　：　関東信越（神奈川）（厚）第 2600021 号

第１　結論

請求者のＡ社（現在は、Ｂ社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 41 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成７年 10 月 26 日から平成８年５月１日まで

厚生年金保険の記録によると、私がＡ社において勤務していた期間のうち、請求期間に係る被保険者記録がない。Ａ社に在籍中に同社がＢ社と合併したと社内で発表されたことを記憶しているので、Ｂ社が両社の経理関係の処理をしていた可能性がある。

半年間も健康保険証が使えないということはあり得ないと思うので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社が加入していたＣ健康保険組合から提出された被保険者情報照会（ハードコピー）によると、請求者は請求期間において健康保険に加入していることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、請求者は、Ａ社において、平成７年 10 月 25 日に離職後、平成８年５月１日に再取得していることが確認できるところ、オンライン記録により確認できる請求者の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録と符合していることが確認できる。

また、Ａ社において、請求期間の前後の期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる 11 名は、いずれも請求者と同様に、健康保険については請求期間に係る被保険者記録は確認できるものの、雇用保険及び厚生年金保険については当該期間に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、上記厚生年金保険被保険者記録が確認できる 11 名に照会し、回答が得られた複数の者は、平成７年にＡ社の当時の代表取締役から解散についての説明があり退職金も支払われ、請求期間において、健康保険は継続していたが、同社からの給与の支払及び保険料の控除はなかった旨陳述しており、そのうち１名は、当該期間においては、同社の解散に係る整理会社から給与が支払われていた旨、及び当該期間後は、同社の従業員の多くの希望者が同じグループ会社であるＢ社に採用された旨陳述している。

加えて、オンライン記録によると、Ａ社は平成 10 年 12 月１日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主も既に亡くなっていることが確認できる上、商業登記簿謄本により確認できる同社の請求期間後の合併先であるＢ社（請求期間当時は、Ｄ社）は、同社がＡ社と合併したのは請求期間後の平成 11 年４月１日であり、Ａ社に係る資料は保管しておらず、同社における厚生年金保険の取扱い等については不明である旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。